# (ご注意)接触感染による感染症予防措置を受けた場合の保険金は、学研災普通保険及び接触感染予防保険金 支払特約に加入の場合に限り支払いの対象となります。

# V. 接触感染予防保険金支払特約

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が普通約款 (\*1) 第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として接触感染をし、かつ、事故 (\*2) の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合は、この特約および普通約款の規定に従い、下表の額を接触感染予防保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限ります。

#### 接触感染予防保険金の額

15.000 円

- (\*1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (\*2) 普通約款第2条の傷害の原因となった事故をいいます。以下この特約において同様とします。

### 第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義	
1	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*1)の病原体に予期せず接触(*2)することをいいます。	
2	臨床実習	病院等(*3)で行う実習をいいます。	
3	感染症予 防措置	感染症への感染または発症を予防することを目的 として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医 師等の指示または指導に基づくものに限ります。	

- (\*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。
- (\*2) 接触のおそれのある場合を含みます。
- (\*3) 病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

#### 第3条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、感染症予防措置を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が接触感染予防保険金の支払を請求する場合には、(3) に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社に提出する書類は、下表のとおりとします。
- ① 当会社の定める保険金請求書
- ② 当会社の定める事故報告書
- ③ 事故の発生した病院等の事故証明書
- ④ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に感染症 予防措置を実施したことを証明する医師の証明書
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 当会社が被保険者の感染症予防措置の内容等について病院等または医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑦ 接触感染予防保険金の請求を第三者に委任する場合には、 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑧ その他当会社が普通約款第26条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

#### 第4条(普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて 適用します。

		箇所	読み替え前	読み替え後
	1		事故発生の状況お	
		の通知) (1)	よび傷害の程度	染症予防措置の内容
l				および経過等の詳細
	2		傷害発生の有無	感染症予防措置の発
		金の支払時期)		生の有無
		(1) の表の①		

	第 26 条 (1) の表の③	傷害の程度、事故 と傷害との関係	事故と感染症予防措 置の関係
4	第 28 条 (時効)	第 25 条(保険金の 請求)(1)	この特約第3条(保 険金の請求)(1)

## 第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に 反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。